

平成24年第2回定例会

階上町議会会議録

平成24年 6月12日 開会
平成24年 6月15日 閉会

階上町議会

平成 24 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 1 号

平成 24 年 6 月 12 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 陳情第 1 号 「こころの健康基本法」(仮称) の制定を求める意見書提出
に関する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (14 名)

1 番	浜 谷 貴 樹 君	2 番	松 尾 國 治 君
3 番	百 目 木 和 俊 君	4 番	大 江 和 夫 君
5 番	林 貢 君	6 番	加 藤 祐 君
7 番	重 文 字 勝 義 君	8 番	鹿 原 章 男 君
9 番	石 川 清 人 君	10 番	山 田 恵 治 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	松 森 蒿 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	木 村 勝 彦 君

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	田 中 昇 君
町 民 課 長	上 野 文 生 君	保健福祉課長	南 正 人 君
産業振興課長	荻 ノ 沢 甚 逸 君	建 設 課 長	佐 京 孝 信 君
教 育 課 長	沼 沢 範 雄 君	会 計 管 理 者	木 村 良 三 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	境 栄 治 君	代 表 監 査 委 員	三 上 孝 八 君

職務のための出席者

議会事務局長	浜 谷 操 君	総 務 G L 長	根 工 君
総 務 課 主 幹	平 戸 真 澄 君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 24 年第 2 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、6 番 加藤 祐君、7 番 重文字勝義君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの4日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日までの4日間と決定いたしました。

この際、日程第3、報告第1号 平成23年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から議案第17号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件まで、21件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 町長 浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) 本日ここに、平成24年第2回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思います。

報告第1号 平成23年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成23年度に決めました、住民情報システム改修事業及び階上地区水産物供給基盤機能保全事業、道路整備事業、消防安全対策設備整備事業等に係るもので、平成23年度において完了が困難なため、平成24年度へ繰越しいたしましたので、その計算書を報告するものであります。

報告第2号 平成23年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件も同じく、繰越しいたしました公共下水道事業について、その計算書を報告するものであります。

報告第3号 平成23年度階上町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件も同じく、繰越しいたしました後期高齢者医療システム改修事業について、その計算書を報告するものであります。

報告第4号 専決処分した事項の報告について、ご説明申し上げます。

本案は、自動車破損事故による被害者に係る損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めるために専決処分したものについて、報告するものであります。

議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴い、階上町税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 23 年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,708 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 63 億 9,695 万円といたしました。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、町税 117 万 5 千円、国庫支出金 3,357 万 4 千円、町債 6,210 万円等を減額し、地方譲与税 1,230 万 1 千円、地方消費税交付金 1,936 万 3 千円、地方交付税 1 億 7,064 万 7 千円、県支出金 1,611 万 4 千円等を追加したものであります。

歳出につきましては、民生費 3,239 万 8 千円、教育費 488 万 9 千円、災害復旧費 5,417 万 5 千円等を減額し、諸支出金 2 億 1,709 万 9 千円等を追加したものであります。

次に第 2 表繰越明許費補正であります。河川等災害復旧事業で、繰越額を 854 万 9 千円減額したものであります。

次に第 3 表地方債補正であります。既定の事業費等の変更に伴い地方債に係る変更分を補正したものであります。

議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 23 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出の総

額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額に歳入歳出それぞれ 5,424 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 5,032 万 8 千円といたしました。

歳入歳出予算補正の主なものは、歳入につきましては、国からの負担額確定に伴う国庫支出金 3,287 万 8 千円、療養給付費等交付金 2,002 万 8 千円、共同事業交付金 767 万 2 千円等を追加し、国民健康保険税 220 万 7 千円、県支出金 477 万 1 千円を減額したものであります。

歳出につきましては、保健給付費 678 万 3 千円、予備費 4,940 万 6 千円を追加し、総務費 49 万 1 千円、共同事業拠出金 23 万 4 千円、保険事業費 121 万 3 千円等を減額したものであります。

議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 23 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から歳入歳出それぞれ 197 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3,690 万 6 千円といたしました。

歳入歳出予算補正の主なものは、歳入につきましては、震災による災害関連補助金の確定等により、一般会計からの繰入金 1,740 万 9 千円、共済見舞金等の諸収入 809 万 7 千円、町債 160 万円等を減額し、国庫支出金 2,540 万円等を追加したものであります。

歳出につきましては、施設復旧工事完了に伴い、災害復旧費 151 万 3 千円等を減額したものであります。

第 2 表地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正したものであります。

議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 23 年度階上町介護保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額に歳入歳出それぞれ 1,608 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 7,444 万 6 千円といたしました。

歳入歳出予算補正の主なものは、歳入につきましては、国からの負担額確定による

国庫支出金 1,225 万 6 千円、繰入金 896 万円等を追加し、介護保険料 171 万 2 千円、支払基金交付金 334 万 1 千円等を減額したものであります。

歳出につきましては、保険給付費 404 万円、基金積立金 1,279 万 5 千円を追加し、地域支援事業費 49 万円等を減額したものであります。

議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 23 年度階上町公共下水道事業特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から歳入歳出それぞれ 187 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 1,107 万 4 千円といたしました。

歳入歳出予算補正については、歳入につきましては、一般会計からの繰入金 741 万 8 千円を減額し、分担金及び負担金 132 万 5 千円、使用料 256 万 4 千円、諸収入 165 万 8 千円を追加したものであります。

歳出につきましては、総務管理費 76 万 5 千円、公共下水道事業費 141 万 7 千円を減額し、施設管理費 31 万 1 千円を追加したものであります。

議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 23 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の総額から歳入歳出それぞれ 80 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8,836 万 6 千円といたしました。

歳入歳出予算補正については、歳入につきましては、使用料及び手数料に 7 千円を追加し、保険料 23 万 2 千円、繰入金 53 万 2 千円、諸収入 5 万円をそれぞれ減額したものであります。

歳出につきましては、総務費 16 万 1 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 44 万 7 千円、予備費 18 万 6 千円等を減額したものであります。

議案第 9 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例及び階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成 21 年に制定されました住民基本台帳法の一部を改正する法律が、本年 7 月 9 日をもって施行されることに伴い、関係する条文を改正するため提案するものであります。

議案第 10 号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による、被災者に係る国民健康保険税の課税免除を、平成 24 年 9 月まで延長するため、提案するものであります。

議案第 11 号 階上町乳幼児等医療費給付条例及び階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、医療費給付に係る扶養控除見直しによる影響がないよう、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 12 号 平成 24 年度階上町一般会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 2 億 2,508 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57 億 4,508 万 5 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、使用料及び手数料 5 万 9 千円を減額し、地方交付税 3,615 万 2 千円、国庫支出金 6,077 万 5 千円、繰入金 4,524 万 9 千円、町債 5,710 万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、民生費 271 万 3 千円、教育費 998 万 8 千円等を減額し、総務費 2 億 10 万 8 千円、農林水産業費 685 万 7 千円、消防費 1,760 万円等を追加するものであります。

歳出のうち、東部地区光ケーブル整備に係る経費 1 億 8,339 万 6 千円、再生可能エネルギー等導入推進事業といたしまして、ハートフルプラザ・はしかみに係る太陽光発電システム等設置工事設計委託料 220 万 2 千円、東日本大震災からの復興関連事業といたしまして、津波防災対策調査委託料 1,500 万円等を計上しております。

次に第 2 表地方債補正であります。これは、東部地区光ケーブル整備事業に係る追加分の地方債を補正するものであります。

議案第 13 号 平成 24 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,925 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,439 万円とするものであります。

歳入歳出予算補正については、歳入につきましては、震災による災害関連補助金の嵩上げ分が、平成 23 年度収入となったことによる国庫支出金 1,965 万 5 千円の減額等をするものであります。

歳出につきましては、平成 23 年度において、国庫補助金嵩上げ分をいったん一般会計から繰入れ予定をしていた 1,965 万 6 千円の減額等をするものであります。

議案第 14 号 平成 24 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 4 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8,951 万 1 千円とするものであります。

歳入歳出予算補正については、市町村職員共済組合費の負担金率変更による歳出増分 4 万 7 千円を一般会計から繰入れし、歳出予算に計上するものであります。

議案第 15 号 三戸郡町村会館管理組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、三戸郡町村会館管理組合の事務所の位置を変更し、解散における事務承継並びに決算の審査及び認定の方法を定めるため提案するものであります。

議案第 16 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、1 人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため提案するものであります。

議案第 17 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1 人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

議長（木村勝彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第 4、陳情第 1 号 「こころの健康基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出に関する陳情書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第 92 条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって陳情第 1 号を教育民生常任委員会に、付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6 月 13 日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、6月13日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は、6月14日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 午前10時23分)

平成 24 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 2 号

平成 24 年 6 月 14 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	浜 谷 貴 樹 君	2 番	松 尾 國 治 君
3 番	百 目 木 和 俊 君	4 番	大 江 和 夫 君
5 番	林 貢 君	6 番	加 藤 祐 君
7 番	重 文 字 勝 義 君	8 番	鹿 原 章 男 君
9 番	石 川 清 人 君	10 番	山 田 恵 治 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	松 森 蒿 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	木 村 勝 彦 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	田 中 昇 君
町 民 課 長	上 野 文 生 君	保健福祉課長	南 正 人 君

産業振興課長 荻ノ沢甚逸君 建設課長 佐京孝信君
教育課長 沼沢範雄君 会計管理者 木村良三君
農業委員会 境 栄治君 代表監査委員 三上孝八君
事務局長

職務のための出席者

議会事務局長 浜谷 操君 総務 G L 長根 工 君
総務課主幹 平戸真澄君

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

順次質問を許します。

6 番、加藤 祐君の質問を許します。

6 番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 加藤 祐君。

6 番（加藤 祐君） 6 番、加藤 祐です。（加藤議員登壇）

6 番（加藤 祐君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

昨今、我が国の経済情勢は、円高に伴い、デフレで景気が低迷を続けており、
我が町の産業も一層の厳しさを増しております。

このことから、町としてもテコ入れが必要と思います。

少子高齢化に伴い、人口の減少に歯止めのかからない中、我が町に移住者増加の促進対策として、住宅の新築やリフォームの需要を喚起し、町内業者の受注増加を図る必要があります。

また、雇用対策に繋げるためにも、町内に居住する住民、登録業者を対象とした、産業活性化住宅新築リフォームを支援事業として、補助金制度の策定を提言します。

地域経済のテコ入れ、雇用の創出を始めとした活性化を図ることができると思います。

町長の考えを伺います。

なお、本定例会に一般質問の機会をいただきましたことに対し、関係各位に感謝と敬意を申し上げ、壇上からの質問といたします。(加藤議員降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) それでは、加藤議員のご質問にお答えをいたします。

産業活性化住宅新築リフォーム支援事業の構築の件であります、ただいまの議員のご質問にもありましたとおり、我が国の人口減少は進んでおりまして、本町においても平成 15 年の約 15,300 人をピークとして減少傾向に転じ、平成 24 年 5 月末現在で 14,457 人となっており、ここ 10 年程度で 900 人の人口減少の状況は本職も大変憂慮しているところでございます。

本町では新築一般住宅の建築確認申請件数での件数を見ますと、平成 19 年度で 28 件、20 年 31 件、21 年 29 件、22 年 35 件、そして昨年 23 年度で 25 件となっておりまして、ほぼ横ばいの状況にあります。

県全体で見れば、県で平成 24 年 3 月策定した「青森県住生活基本計画」の資料によりますと、県内の持家、貸家等の新築着工数は平成 12 年度で 11,861 戸であったのに対して、平成 22 年度では 4,708 戸となっており、10 年間で約 3 分の 1 まで落ち込んでおります。このように県全体では非常に新築戸数が減少している状況であります。

こういった状況を踏まえまして、県では新築住宅需要の低下が懸念される中、既存住宅の活用は新たな住宅産業振興としても期待できると考えまして、既存住宅のリフォーム等の取組を促進させていくことが重要であると計画で謳っております。

その取組として、平成 23 年度より「青森県安全安心住宅リフォーム促進支援事業」により、住宅をリフォームする県民に対して、補助を実施しております。

この事業の内容は、補助対象工事として 5 点ありますが、まず耐震性能の向上、2 点目として省エネルギー性能の向上、3 点目としてバリアフリー性能の向上、4 点目として克雪性能の向上、そして 5 点目として防災性能の向上、これらを対象として、また補助率は総工事費の 10%、但し耐震改修は 20%、補助限度額は 20 万円、耐震改修は 60 万円と、それぞれなっております。

県のとりまとめでは、平成 24 年 5 月 7 日現在で、平成 24 年度において事業を当初から実施する団体は 21 団体、6 月補正対応は 3 団体、そして検討中は 2 団体、予定なしは 14 団体と、このようになっております。

本町においては、県より平成 24 年度からの実施意向の打診がありましたが、他市町村の動向や制度の実績を見たうえで、来年度以降の実施に向けて検討を加えて行きたいと考えております。

さて、加藤議員の質問の内容でございますが、少子高齢化と雇用対策及び住宅支援を活用して町内建築業者の受注拡大を図ることによる地域の活性化を、この提言された事業によって実現したいとの趣旨であると理解をいたしました。

特に、同様の目的のもと新築住宅に補助する事業としては、県内の自治体を調査したところ、他自治体での事例もあることから、先行自治体の状況を勉強させていただきながら、階上町として、どこまで対応可能なのか併せて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

6 番(加藤 祐君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 6 番、加藤 祐君。

6 番(加藤 祐君) ありがとうございます。前向きな町長の考えをお聞きいたしました。

今朝のデーリー東北のトップ記事にも出ておりましたけれども、困窮者生活支援として今、様々なテコ入れの中で融資をするという事が得策として取られております。

住宅産業は、裾が最も経済不況の中では広いものでございまして、世にいわれる、高速道路を 10 台車が走っていると、7 台か 8 台位は建築に従事していると、言ってございます。

そういう中に今、世の中がこういう経済不況の中に、地域はもっともっと冷え込んでおります。その地域が今、明日も大変な生活をしてございますので、何か自治体そのもので生活支援をしていかなければならないものではないかと、私は考える訳でございます。

その事業の中にも、住宅のリフォーム関係、いわゆる耐震関係、そういう中の支援事業として出ております。

それは、私も様々なネットを通じて聞いてございますけれども、それは長期の中での事で考えますが、今、私たちの地域を考えてみた時に、先ほど町長も言ってございましたけれども、私たちの地域は非常に、今、横ばい状態で良い状態で推移しているのではないかと思います。

それだけ、階上町は環境の良い状態に、私はあると思います。

少子高齢化でございますけれども、去年の世帯戸数をみますと、新築された方が28世帯新築されてございます。そしてまた、人口は逆に140人減ってございますけれども、この少子化の中で、それは仕方のないことであります。でも、青森県全体を見た時に、階上町はまだまだ元気のある町だと思っております。それだけ地域性にも恵まれておるのではないかと思います。

それに更に促進する事業に取り組んでいくべきと考えます。

今、取組を見た時に各自治体で、住宅新築リフォームに対しての支援事業ということは、非常に取り立たされてきております。まだまだ遅いものでもないし、また、来年の事業の中で取組んでいきたいと、町長が先ほど言われました。予算の関係も財政の関係もございましょうけれども、今、得策として景気へのテコ入れをするのに、住宅、住民に対しての、懐にみんな、お金は、日本全体をみると貯蓄高は、国の借金位持っているのだそうでございます。長い目で見ると、今は不安だから使えない状態にいるというのも現状だそうでございます。

お金を持っている人も、地域の中には沢山いると私は思います。それが、経済不況の中で使えないでいる人もいると思います。

だからこそ今、近所の不況を見た時に、町のちょっとしたテコ入れをしたことによって、新築しようとか、あるいはリフォームしてみましようとか、それが必要じゃないかと思う訳でございます。

更に、階上町が町として元気付けていくのに、移住者も取組まなければなりません。

階上町は、八戸とのベッドタウンを活かしたその中に、環境の良さを売り込み、そして、階上町では経済的にもテコ入れをされ、様々取組んでいるのだとアピールしても良いのではないかと考えます。

このことから、浄化槽の補助金も合わせたリフォームにのせて、更に町民の、今やろうか、来年やろうか、再来年やろうか、いつかやろうかと思っている不安な人も沢山いると思いますけれども、町で補助金を出すから今の機会にやろうかなということが狙いでございましょう。

そしてまた登録業者、階上町にも様々な建設業者、建築関係、大工さん関係や働きに出ている職人関係、あるいは基礎を造る人、電気屋さんなど、建築というのは裾が広いわけでございます。

1軒の家を建てると、電気屋さんとかクロス屋さんとか様々な関係が、現場に入る訳でございます。そういう人たちが仕事をできる、生活困窮者の生活支援をしていくのに必要ではなかろうかと考えて、私は今、提案した訳でございますけれども、町長はさっき、できるだけ早く取組んでいきたいと、私はそう捉えた訳でございますけれども、更に今、緊急雇用対策の一環として何としてでもここを乗り切らなければならないという決意を、町長の考えをもう一度お聞きしたいと思います。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 再質問にお答えしたいと思います。いろいろ町内の景気から関連産業等状況もお話をいただきました。そういった中で、今回ご質問の住宅支援によりまして、住環境の整備をすることによって、少しでも町民の生活が安定するようにその一助にでもなれば、大変幸いだなと思っております。

人口につきましても何とか、極端に減少しない状況で何とか踏ん張っておりますので、これを何とか持ちこたえて、そしてまた関連産業の活性化にも繋がればと思っておりますので、この制度の制定についてもう少し検討しながら、来年度に向けて検討して参りたい。そのように思っております。

以上でございます。

6番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 6番、加藤 祐君。

6番（加藤 祐君） 事業はそんなに簡単にできるものでもないし、私もそれは認

識しておりますけれども、来年に向けても取組をしておくことは絶対必要でございますので、前向きな考えの中で進めていってほしいものと考えます。

全体的にみますと私は、階上町はすごく環境のいいところで、先ほどから言っていますけれども、八戸市からのベッドタウンとして移住者も、この世の中になればなるほど、皆マイホームを持ちながら子供を育てていきたいと、みんな夢を持っておりますので、環境の良さを作って、階上町がまだまだ発展していくことを私は期待しておりますので、みんなで頑張りましょう。

以上、質問を終わります。

議長（木村勝彦君） 以上で 6 番、加藤 祐君の質問を終わります。

10 番、山田恵治君の質問を許します。

10 番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 10 番、山田恵治君。

10 番（山田恵治君） 10 番、山田恵治です。（山田議員登壇）

10 番（山田恵治君） 6 月定例会に、一般質問の場をいただきありがとうございます。通告に従って、質問をさせていただきます。

昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって、青森県から千葉県までの太平洋沿岸の市町村は、大きな被害を受けました。

特に、岩手・宮城・福島は、壊滅的な状況でした。今もその傷跡は大きく、福島第一原発のある 30km 圏内の市町村は今も屋内退避を含め、立ち入ることはできません。1 年 3 ヶ月が過ぎ、国・県・市町村そして国民が全力で復旧・復興に取り組んでおりますが、いまだ危険な状況にある福島第一原発の事故は、日本のみならず、世界中を震撼させました。レベル 7 といわれるチェルノブイリにつぐ原発事故は、日本のエネルギー政策をも変えざるを得ない状況にまでなってしまいました。

日本の原発の安全神話は、巨大地震と大津波によって崩壊をしてしまいました。

人災とも言われるこの原発事故は、原発のない、人と環境にやさしい未来をつくろう。脱原発が日本中を巻き込み議論されております。

今、日本各地に自然エネルギーの普及・拡大を目的に、太陽光発電・風力発電・地熱発電等、自然エネルギーの必要性がこれまで以上に高まってまいりました。

自然エネルギーの実力は世界が実証済です。自然エネルギーの先進国ドイツは 2000 年の時点で発電量は全体の 6%でしたが、2010 年の段階で 17%を実現しました。EU では 2020 年までに自然エネルギーの割合を 20%にする目標を掲げております。ドイツでは 2020 年までに電力消費量を現在より 10%低減させ、自然エネルギーは少なくとも全体の 40%にするという目的を立てています。現時点で、10%の原子力エネルギーが 2020 年にゼロになっても十分やっているとされており、ドイツの成功は過去 10 年間にわたる固定価格買い取り制度にあります。そして、2050 年には自然エネルギーを全体の 80%にするという目標を掲げております。

日本のエネルギー自給率は、原子力発電を除き、ガス・化石燃料の輸入を除くと、わずか 4%に過ぎません。

世界各地で取組んでいる再生可能エネルギーは、二酸化炭素を殆ど排出せず、地球環境にやさしい優れたエネルギーです。

今まで日本で自然エネルギーが普及してこなかったのは、全量買い取り制度が遅々として進んでこなかったことが原因でした。この買い取りに要した費用は賦課金として消費者が負担し、電気代の一部として支払うわけですが、原発事故のリスクはゼロになります。私たち日本人は、このことにより電気の大切さやありがたさをもっともっと学ばなければなりません。

経済産業省は、太陽光の他、風力、地熱等の再生可能エネルギーによる、電力の全量買い取り制度を 7 月からスタートすると発表しました。

電力会社が、固定価格で買い取ることを義務付け、1kw 時 42 円で、買い取り期間を 20 年間とし、再生可能エネルギーの普及を促すとしております。

去る、5 月 21 日の新聞に、東京の電気設備会社が、洋野町にメガソーラーの建設を計画と、報道されました。「北東北最大規模の 1 万 kw。2013 年度末に運転開始を目指す。」とあります。

事業費 35 億円。初期投資は、売電事業により 10 年弱で回収が見込まれています。

この再生可能エネルギーによる売電事業の事業主体は、地元事業者、NPO 法人、地方自治体となっております。この売電事業を階上町が主体となり、産・官・学の公民連携により、事業の推進を図るべきだと考えます。

買い取り価格が 42 円になり、20 年間義務付けられることにより、確実に利益の出る事業になりました。売電事業によって、得られる利益を社会福祉事業や農産物加工事業、シルバー人材事業などに充てることで、町の雇用創出に繋がるものと思います。

売電事業に対する町長のお考えをお伺いし、壇上からの質問を終わります。
(山田議員降壇)

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

国の再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業は、東日本大震災後の電力供給不足への懸念に対して、また、被災地の再生可能エネルギーを中核とした雇用創出と関連産業の活性化を図るため、発電設備に対する導入補助をして、安定かつ適正なエネルギーの需給構造の構築を図る、そういう事業でございます。

補助対象事業者は、民間事業者、非営利民間団体、地方公共団体等でありまして、発電設備は 10 分の 1、蓄電池や送電線は 3 分の 1 以内の補助となっております。

また、再生可能エネルギー特別措置法の固定価格買い取り制度によって、先ほどお話ございましたとおり、10kw 以上の発電の場合は、平成 24 年度は税抜きで 40 円の価格で、10kw 以上の太陽光発電の場合、20 年間の買い取りが予定されております。来年度以降の事業につきましては、毎年度、調達価格等算定委員会の意見を尊重して買い取り価格と買い取り期間が設定されると聞いております。そして、電気利用者は、電気料金と合わせて賦課金を払うこととなります。

平成 24 年 7 月 1 日から再生可能エネルギー固定価格買い取り制度がスタートする訳ですが、山田議員がおっしゃいますように、地元が参入しなければ、利益が外へ流れていく、そういう事になる訳でございます。しかし、その土地の確保と巨額の資金が必要な再生可能エネルギー事業に、県内企業は二の足を踏んでいる状態にも思われます。

産業を興すという観点からは、このエネルギー事業が大変時宜を得たものと思いますが、先ほど洋野町の事例もご紹介いただきました。現在のところ、近隣自治体の状況を見ますと、直接に市町村が関わっているところは無い状況でありますので、新制度ということもございまして、総合的な視点から情報を得、勉強する必要があると思っております。

このような状況から今後、町が参入を進めていくことが出来るかどうかを含め、十分検討して参りたい、そのように考えております。

以上でございます。（町長降壇）

10 番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 10 番、山田恵治君。

10 番（山田恵治君） 答弁ありがとうございます。

国連環境省環境計画の発表によりますと、昨年の太陽光の再生可能エネルギーの開発に投資された金額は、世界で 20 兆円を超えられます。それは、福島原発事故の影響もあり、また急激にこの太陽光のコスト、太陽光発電をするコストが急激に低下したため、各国で開発が進んだと言われます。

国別では、中国での投資は 510 億ドル、アメリカは 480 億ドル、日本は 90 億ドルで、5 分の 1 にも満たない状況です。

昨年の太陽光発電の総合設備容量は、2,970 万 kw で、大型原発 30 基分に相当すると言われております。

昨日のネットニュースでは、売電事業に NTT が参入すると発表になりました。NTT は平成 26 年までに、グループの遊休地 30 か所を使って 6 万 kw、単独企業で国内最大規模、一般家庭で 2 万世帯 150 億円を見込んでの事業だと発表しております。

階上町では、先日 NHK のニュースにもなりましたが、青森ポートリーさんも表明をしております。

また、新郷村では風力発電の計画が東京の業者で行うと発表されております。

経済産業省は、電力全量買い取り制度は確実に利益をもたらすということで、これだけ増え続けていることだと思っております。その、メガソーラーの発電量のデータですが、太陽光発電の最適地として一つのデータが出ております。東日本各地で 1 年間採ったデータですが、札幌・青森・八戸・仙台・東京等の中で八戸が 1 年間で一番多いというデータがあります。太陽光発電には八戸地方が最適地であるということだと思えます。

また、ある経済総合研究所のデータですが、この今発表されているデータ、メガソーラー太陽光発電の収支モデルというのが今発表されておりますが、1,000kw の発電容量の設備をした場合、予想発電量は 110 万 kw、予想 CO²削減量はおよそ年間に 870 トン削減、設備工事高を 3 億 5,000 万円前後として、先ほど町長からもありましたが、国の復興支援、工事金額の 1 割が補助になる。民間業者が土地を借りた場合のデータとして、電力の収入 110 万 kw で 40 円の買い取りですから 4400 万円の収入になります。製造原価は 3 億から 3 億 5,000 万円を借入れたとして、17 年間の返済、年間 1,900 万円、維持管

理費 100 万円、一般管理費として人件費と事務費 200 万円、固定資産税 208 万円、地代は 2 万㎡必要なので、土地の場所にもよりますが 100 万円から 200 万円、保険料 70 万円、借入金利として 3 億円借りた場合に約 2%の利息として年間 300 万円、総経費は 2,978 万円かかる。こういう資産です。そして計上利益として年間に 1,422 万円儲かる、利益がでるということで発表されております。

ですから、民間の企業、一般の企業、競ってこの事業に参入をしていくことだろうと思います。

私は将来、原発のない自然エネルギーだけで発電のできる社会の実現を目指すべきだと思います。

日本のエネルギーの自給率は 4%に過ぎません。自前のエネルギーは全く足りない状況です。

階上町が中心になって、産・官・学の連携で取組んでいくべきではないかと思っています。

1 メガ、1,000kw の設備をするには、2 万㎡約 6,000 坪が必要です。階上町には可能な土地が、探せば有ると思います。事業で得るこの利益を、こういった経済状況、大変な時代また、国が借金で大変な時代、交付金が少なくなってくる時代に、自らがそういう利益のある事業に参入をし、階上町の雇用創出に活用していくべきではないかなと思っております。

他の市町村が今、始めているという例はないとおっしゃっていましたが、是非、階上町が率先してこの事業に取組んでいただきたいなと思います。

いかがでしょう、もう一度お願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 再質問にお答えをいたします。

いろいろ収支の試算をお示しいただきました。1,422 万円という金額は魅力があるところではありますが、先ほども申し上げましたように、これから始まる制度でございます。そういった中で、事例のない、いろんなハードルが出てくるかと思っていますので、その辺の、どういう課題等があるかということも含めてですね、自治体が関与できる部分はこういったのがあるか、そして産・官・学、そういった連携をしながら、そういう方策につきましてもいろいろ勉強して参りたい。現

在はそういうところでございます。

以上でございます。

10 番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 10 番、山田恵治君。

10 番（山田恵治君） ありがとうございます。

利益が 1,422 万円というのは、最低の 1,000kw、最低の設備ということで
すので、もっと利益を出そうとすれば、その 2 倍、3 倍の設備をしていけばそ
れだけ、2 倍、3 倍と利益は出てくることだろうと思います。

今月に発表された環境白書では、東京電力福島第一原発を踏まえ、放射能物
質による環境汚染が最大の環境問題だと厳しく指摘をしております。同時に、
環境に負荷をかけない再生エネルギーの開発・推進の立場を一層明確にし、環
境保全と経済成長を両立させるグリーン成長国家を目指すべきだと提言してお
ります。

環境白書の提言を踏まえ、少子時代の階上町としても率先してこのことに取
組んでいただきたいなと思います。

方法としては、ノウハウがないということもあって、産・官・学ということ
で取り組んでいきたいという表明をいただきましたが、そういった経済総合研究
所というのは、こういった事のコーディネートもしている、そういうデータも
もっているところですので、是非、地元のそういった機関を活用して一緒にな
って進んで行けばいいなと思っております。

方法としては、第 3 セクター方式もあるでしょうし、指定管理者制度もある
でしょうし、それはこれから町がこのことに向かって研究をして進めていただ
きたい。そのように思っております。

以上であります。ありがとうございます。

議長（木村勝彦君） 以上で 10 番、山田恵治君の質問を終わります。

3 番、百目木和俊君の質問を許します。

3 番（百目木和俊君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 3 番、百目木和俊君。

3 番（百目木和俊君） 3 番、百目木和俊です。（百目木議員登壇）

3 番（百目木和俊君） 6 月定例会にあたり、一般質問の場を与えて頂き、感謝申し上げます。通告に従い質問いたします。

少子化に伴い、階上町において、小学校の統廃合そして、人口も平成 12 年をピークに、年々減少しております。

私はこの先、5 年後、10 年後、少子化により人口減少が続いた場合、また学校再編があるのではないかと、大変危惧しているところであります。

私はこのような状況の中、少子化対策の一つとして婚活支援条例を制定すべきと考えます。

どこまで行政が、結婚という個人的な部分に踏み込んでいいのか、という問題もあると思いますが、私は婚活支援することで、階上町での結婚、定住促進、地域の活性化に繋がると 생각합니다。

階上町の階層別人口を調べた結果、35 才から 50 才の独身者の人数、約男性 450 人、女性 200 人あり、この方々を重点に婚活支援すべきと考えます。

町内外の独身者を対象に、プライバシーの問題もありますので、本人・家族の了解を得て、登録制とし、結婚推進員を町長から委嘱していただき、目的達成のため労をとっていただくものであります。

私は少子化に歯止めをかけ、独身生活にピリオドを打つためにも、婚活支援条例を制定すべきと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

本日の一般質問に際し、ご指導・ご協力いただきました皆さまに、感謝とお礼を申し上げ、壇上からの質問を終わります。（百目木議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、百目木議員のご質問にお答えをいたします。

近年の国勢調査による「生涯の未婚率」は上昇を続け、男性は 20.1%、女性は 10.6%という状況でございます。晩婚化、未婚化は、少子化や人口減少社会の一つの要因と言われております。

この傾向については、当町においても、同様であります。

町では、こういった課題に対応して、以前、「幸せの黄色いハンカチ事業」を平成 7 年度から立ち上げて、皆様からご協力いただいて、積極的に事業を展開

して参りましたが、婚姻まで至ったケースは少なく、残念ながら、平成 14 年度で事業を終了した経緯があり、町単独事業では限界を感じているところでございます。

一方、県では、県内各市町村の同様の課題を解決するため、家庭や地域、職域が果たしてきた縁結び機能を再構築して、結婚を望む方の出会いの機会づくりを支援することを目的に、昨年 7 月から「あおもり出会いサポート事業」に取り組み始めました。

この登録者数は、3 月末現在までの 9 か月間で 385 人、延べ利用者数は 4,000 人を超え、出会いイベントは県内各地で開催されております。

さらに、この事業では、地域で縁結びを支援するボランティアの募集や登録、活動の支援などを行う出会いサポーター、いわゆる縁結びボランティアとして結婚の相談も行うなどする訳であります。現在 64 人が登録しており、県内における婚活支援へのサポート体制が整ってきております。

当町といたしましても、こういった市町村の枠を超えた取組として注目されている、この「あおもり出会いサポート事業」を積極的に活用して参りたいと考えております。

また、今後における町独自の婚活支援の取組につきましては、町内の事業所や産業関係者、また企業や大学などに協賛団体としての連携を呼びかけまして、町内のイベントや施設を利用した出会いやふれあいの場を提供できるように働きかけて参りたいと思っております。

そして、当町の恵まれた自然、食、地域、産業等が県内に情報発信されることによって、まず、地域間交流が生まれ、結婚や少子化対策、ひいては地域活性化等への波及効果がもたらせられるよう取組む所存であります。

なお、議員からご提案がございました「結婚推進員」並びに「婚活支援条例」につきましては、県の「あおもり出会いサポート事業」を活用し、町内から縁結びボランティアの登録や未婚者が気軽に登録し参加できるよう広報やホームページなどで PR しながら、併せてその活動状況や他の自治体の事例も参考にしながら「結婚推進員」の任命や条例の制定に向けた取組を、今後検討して参りたいと考えております。

以上であります。（町長降壇）

3 番（百目木和俊君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 3 番、百目木和俊君。

3 番（百目木和俊君） 大変ありがとうございました。

町長の答弁とまたダブルかもしれませんけれども、平成 7 年から 14 年まで幸せの黄色いハンカチ事業が行われましたけれども、ただその間、聞いてみましたらカップルは 44 組ほど誕生したと聞いておりますけれども、結婚に至ったのはたったの 2 組ということで、どちらかが押す力が足りなかったのかなと、残念に思っております。

ただ、歳が 35 才・40 才・50 才近くなって参りますと、自分、個人から進んで、なかなか自分から探そうとか、氣力が無くなってくるというか、そういうふうになってくると思いますので、私は今、先ほど質問した最大の特徴は、結婚推進員でありまして、これは昔でいうおそらく仲人だと思います。仲人でも、ちょっと口を悪くいうと世話好きな人、そういう人が昔は大変地域に沢山おりまして、私も若い頃大変お世話になって、現在の私があるものと思っております。

少子化対策は待ったなしでございます。

ここに女性の副町長がおられますので、もし何かありましたら一言お願いし、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

副町長（久保和子君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 副町長、久保和子君。

副町長（久保和子君） 女性の立場でということでしたけれども、私も子供を持つ母親としての視点から一言お答えしたいと思います。

いくら多様な生き方を選択できるとはいいいましても、やはり親としては子供が結婚をし、家庭を築いてほしいと願っているのではないかなと思います。

また、百目木議員がおっしゃったように、少子化に歯止めをかけるには、やはり結婚を希望している方が、早く結婚し子供を産み育て、豊かに生活していったほしいなと私も思います。

そのためには、やはり先ほど議員さんがおっしゃったように、出会いのチャンスがなかなか無い方とか、積極的に行動に移すことのできない方々のために、やはり、周りの人が心かけ、いろいろ支援してあげることはとても必要なことであり、大切なことだと私も思います。

そういう意味で、先ほど伺いました黄色いハンカチ事業ということは、大変当時注目をされ、確かマスコミにも取り上げられて、階上町としては先進的な活動

だなど、当時私は感じておりました。

婚姻に至った組は 2 組だけということでしたけれども、それでも 44 組の方に出会いのチャンスを提供できたということは、それは評価できることではないかなと思います。2 組ということは、やはり結婚を決めるには、なかなか難しいものだなど、逆に言えるのかなと思います。

議員さんがご自分のこともおっしゃいましたので、私事で大変恐縮ですが、私も依頼されまして出会いの場を何度か提供、設定したことがございます。結構これは責任があるところなので、双方の希望とか価値観とか、それから様々な条件などをクリアしなければお付き合いから結婚まで、なかなか難しいものだなど感じております。でも、いずれにしましても、出会いがなければ先に進みませんので、先ほど町長が答弁で申しましたように、やはり、あおもり出会いサポート事業を活用したりとか、ふれあいの場を提供できるように働きかけたりしながら、町内からそういうボランティアさんを登録していただくようにとか、気軽に参加してくださいというふうな、そういう PR 活動をしながら状況をみまして、この結婚推進員も含めて、町としてどのような支援ができるかということを考えて、取り組んでいくのがよろしいかなと思います。

私の経験と感じたことで大変失礼しました。以上です。

議長（木村勝彦君） 以上で 3 番、百目木和俊君の質問を終わります。

2 番、松尾國治君の質問を許します。

2 番（松尾國治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 2 番、松尾國治君。

2 番（松尾國治君） 2 番、松尾國治です。（松尾議員登壇）

2 番（松尾國治君） 本定例会に一般質問の機会を与えて頂きまして、ありがとうございました。通告に従いまして、私からの質問をさせていただきます。

福祉安心電話サービス事業拡充に伴う町からの助成について質問させていただきます。

4 月 15 日で、新聞紙上にも掲載されましたが、県社会福祉協議会が主体となり、市町村社会福祉協議会と協働で行う、福祉安心電話サービスですが、皆さまご存知のように、平成元年 10 月 1 日より階上町を含む県内 8 市町村をモデル

地区として施行を開始し、平成 2 年 4 月 1 日より県内全市町村で本格的に事業を進めて参りました。

この度、更にサービスを拡充させまして、新たに 3 種類のサービスを追加、本年 4 月 1 日よりスタートしています。

サービスの内容によりまして、1 号会員 サービス名は「福祉安心電話サービス」、2 号会員 これは「安心電話おげんきメールサービス」、3 号会員 「おげんきメールサービス」、4 号会員 「おげんきみまもりサービス」、と 4 種類のサービスがありまして、利用される方々が選択し、それぞれに入会するという事になります。

1 号会員と 2 号会員は安心電話端末機を設置する事になりますが、3 号会員と 4 号会員は家庭にある電話機や携帯電話機を利用したサービスとなっています。従来の福祉安心電話は現在の 1 号会員のサービスでありまして、月額会費 1,000 円の内、町から 800 円を委託金として助成し、加入者負担は 200 円となっています。

新サービスの会費は月額で、2 号会員 2,500 円、3 号会員 1,500 円、4 号会員 2,000 円となっていますが、高齢者にとっては大きな負担となり、良いサービスにも関わらず、加入には二の足を踏む事が考えられます。

そこで、新サービスに関しましても、従来同様に町からの助成を切に要望いたします。

また、2 号会員の端末機設置費用に付きまして、1 号会員同様の対応をよろしくお願いいたします。

平成 22 年の国勢調査によりますと、階上町での高齢者単身世帯は 341 世帯で全世帯の 6.0%、高齢者夫婦世帯は 458 世帯で全世帯の 8.0%と、合わせておおよそ 7 世帯に 1 世帯となっています。

全国的にも高齢化に伴う諸々が社会問題化している中、この福祉安心電話の役割の大きさを考えますと、是非、前向きなご検討をいただきたいと思います。

現在、加入者は 37 世帯と、当初より減少傾向にありますが、より良いサービスを受け、高齢者等が安心して暮らせる町を目指すためにも、町からの支援が是非とも必要であると思います。

町長の考えを是非お聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。(松尾議員降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、松尾議員のご質問にお答えをいたします。

この福祉安心電話サービス事業は、当町においては緊急通報体制等整備事業として実施しているものでございます。

議員ご案内のとおり、本年 4 月から、高齢者の自己発信を基本とした、新たに 2 号会員として、先ほどお話がありましたように「安心電話おげんきメールサービス」、3 号会員として「おげんきメールサービス」、4 号会員として「おげんきみまもりサービス」、この 3 つが追加され、新たな見守りシステムとして、拡充されることになりました。

当町においても、この事業の活用につきましては、広報 7 月号で全町に PR し、さらには社会福祉協議会、民生委員、そしてほのぼの交流協力員の皆様のご協力をいただきながら、高齢者へ個別に説明し理解していただいた上で、普及していく予定でございます。

さらに、新サービスの加入者負担額につきましては、まだこの制度、スタートしたばかりでございますので、低所得世帯に配慮した負担額を早急に検討して、設置希望者に対しまして導入を進めて参りたいとそのように考えております。

そのことによって、本町に住む一人暮らしの高齢者の孤独死の未然防止や地域における孤立化の予防に繋がることによって、みんなが安心して生活できる地域づくりになるよう取組んでいく考えであります。今後とも関係各位のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

以上であります。（町長降壇）

2 番（松尾國治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 2 番、松尾國治君。

2 番（松尾國治君） 極めて前向きなご答弁、大変ありがとうございました。

現在このサービスを受けている方々は、全員高齢者でございますが、この事業の対象となる世帯とは、一人暮らしの高齢者等世帯、高齢者等のみの世帯、介護を必要とする高齢者等と同居している世帯、その他県社協会長がこの事業の対象とすることを必要と認めた世帯となっています。つまり、高齢者ではなくとも介護を必要とする方、また障害等を持つ方々も、県社協会長が必要と認めればこのサービスを利用できることになっています。

担当の方々は重々承知のことと思いますが、このことも踏まえまして、皆さんが利用しやすいサービスとなりますよう、特に社協との連携を密にし、町としての対応をよろしくお願いしたいものと思います。

以上で、私の質問とします。ありがとうございました。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 再質問にお答えしたいと思います。

今、お話ございましたように、県あるいは町の社会福祉協議会が主体となって進めておりますので、それぞれの介護のサービスの状況等を踏まえながら、それぞれの世帯そして生活状況に合わせた、それぞれの2号から4号会員の区分にそって、その方の要望にできるだけ応える形で協議をしていきたいと思っておりますので、当然、社協と十分な連携、密な連携を取って参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（木村勝彦君） 以上で2番、松尾國治君の質問を終わります。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は6月15日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会時刻 午前11時07分）

平成 24 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

平成 24 年 6 月 15 日 午前 10 時 00 分開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 平成 23 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 平成 23 年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 平成 23 年度階上町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 専決処分した事項の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について） |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成 23 年度階上町一般会計補正予算） |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成 23 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算） |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成 23 年度階上町介護保険特別会計補正予算） |
| 日程第 10 | 議案第 8 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成 23 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算） |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成 23 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算） |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成 23 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算） |
| 日程第 13 | 議案第 9 号 | 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例及び階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 10 号 | 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 11 号 | 階上町乳幼児等医療費給付条例及び階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 12 号 | 平成 24 年度階上町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 17 | 議案第 13 号 | 平成 24 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） |

- 日程第 18 議案第 14 号 平成 24 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 19 議案第 15 号 三戸郡町村会館管理組合規約の変更について
- 日程第 20 議案第 16 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求め
ることについて
- 日程第 21 議案第 17 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につ
き同意を求めることについて
- 日程第 22 議員派遣の件
- 日程第 23 陳情第 1 号 「こころの健康基本法」(仮称)の制定を求める意見書提
出に関する陳情書
- 日程第 24 議会案第 1 号 こころの健康基本法の制定を求める意見書
- 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

1 番 浜 谷 貴 樹 君	2 番 松 尾 國 治 君
3 番 百 目 木 和 俊 君	4 番 大 江 和 夫 君
5 番 林 貢 君	6 番 加 藤 祐 君
7 番 重 文 字 勝 義 君	8 番 鹿 原 章 男 君
9 番 石 川 清 人 君	10 番 山 田 恵 治 君
11 番 郷 州 公 典 君	12 番 松 森 蒿 君
13 番 畑 中 弘 實 君	14 番 木 村 勝 彦 君

欠席議員(なし)

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君	副 町 長 久 保 和 子 君
教 育 長 川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長 田 中 昇 君

町民課長	上野文生君	保健福祉課長	南正人君
産業振興課長	荻ノ沢甚逸君	建設課長	佐京孝信君
教育課長	沼沢範雄君	会計管理者	木村良三君
農業委員会 事務局長	境栄治君	代表監査委員	三上孝八君

職務のための出席者

議会事務局長	浜谷操君	総務 G L 長	根工君
総務課主幹	平戸真澄君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

この際、日程第 1、報告第 1 号 平成 23 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から、日程第 3、報告第 3 号 平成 23 年度階上町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書報告についての件まで 3 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑ないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第 4、報告第 4 号 専決処分した事項の報告についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑ないようですので、これにて報告の件を終了いたします。

日程第 5、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
の件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第 6、議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
の件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は、これを承認することに決定いたしました。

この際、日程第 8、議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第 10、議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、3 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 8、議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第 10、議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、3 件はこれを承認することに決定いたしました。

この際、日程第 11、議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件及び、日程第 12、議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについ

ての件及び、議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
の件、2 件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第 13、議案第 9 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例及び階上町
手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。
これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 9 号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例及び階上町
手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 10 号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措
置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。
これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 10 号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措
置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 11 号 階上町乳幼児等医療費給付条例及び階上町ひとり
親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題と
いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号 階上町乳幼児等医療費給付条例及び階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 12 号 平成 24 年度階上町一般会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑ありの声あり）

11 番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 11 番、郷州公典君。

11 番（郷州公典君） 一般会計の補正予算について、一つお願いがあります。

私道の整備事業について、今年が最後の年になるわけではありますが、まだ、整備が必要な場所が残っておりますので、是非、これからもお願いしたい。

基準が、規則が大変厳しくて、もう少し緩めてお願いしたい。3 世帯ということで、これまでやってきたわけですが、2 世帯とか、そういう感じでお願いできないものでしょうか。

また、道路整備の距離が長くなって、奥の方に団地があるとか、そういう所の整備が残っておりますので、是非、そこら辺も加味した取組みをお願いしたい。

自己負担 1 割とありますけれども、例えば 5%位までできないものではないでしょうか。

町長のお考えを、お伺いしたいと思います。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 郷州議員のご質問にお答えします。

只今の質問は、直接予算には関係のないものと判断をいたしました。

加味して、この私道の整備事業は、町の町道整備等で整備できない部分について特別に計画をしているものでございます。

これまで実施しておりました協働のまちづくり地区計画等において、各町内で検討して、それぞれの地域から要望された内容で整備して参りました。

そして次の、後期計画に向けて、今年度が見直しの年でございます。そういう意味で、また、新たな整備の要望等があれば、検討して参りたいと思っております。以上であります。

11 番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 11 番、郷州公典君。

11 番（郷州公典君） どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（木村勝彦君） 他に質疑ありませんか。

12 番（松森 蒿君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 12 番、松森 蒿君。

12 番（松森 蒿君） 今の予算の、ケーブルのことで5つばかりお尋ねしたいと、そう思っております。

全員協議会でもお話をお聞きしましたが、不足分をお願いしたいと思っております。

カメラの設置の期間はいつ頃なのか。それから、カメラがそこに納まることについて、どういう仕組みなのか。3つ目は、映像をどこで見られるのか。そして異常が発生したら、どういう状況の仕組みで、恐らく、役場の様々な部分で出てくると思いますが、そういう繋がりはどうなのか。そして5つ目は、使用できる期間はいつ頃なのか。これを、総務課長からお願いしたい。

総務課長（田中 昇君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 総務課長、田中 昇君。

総務課長（田中 昇君） それでは、只今の、松森議員のご質問にお答えいたします。

1 つ目の、監視カメラの設置時期ということでございますが、これにつきましては、光ケーブル設置工事と同じ年度内完成を予定してございます。運用開始につきましては、25 年度初期を予定してございます。

2 つ目のカメラの性能でございますが、高機能監視カメラにつきましては、360 度方向を見ることができまして、近い距離に置かしても、およそ 500m となっております。

また、ウェブカメラにつきましては、機能的には若干低くなりますが、これにつきましては、パソコン上で操作しながら見ることができるということでございます。

見る方法ということでございますが、パソコン等で町のホームページへアクセスすることによりまして、画像を見ることができるということになってございます。

4 つ目の津波注意報・警報、異常時の場合ですね、津波注意報・警報等の際には、防災無線あるいは、消防団等によりまして、注意喚起、避難喚起を行いまして、併せて海上の状況については先程申し上げたとおり、パソコン等の画面により見ることが可能ということになってございます。

最後でございますが、実際使用できる開始時期ということでございますが、工事自体は年度内、3 月に完了するということでございますが、事業者側の試験あるいは、設備データ等の登録、これらに要する期間が 3 カ月程度要するということでございまして、実際にははっきりいつということとは言えないが、第 2 四半期ごろということで予定してございます。

以上でございます。

12 番（松森 蒿君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 12 番、松森 蒿君。

12 番（松森 蒿君） はい、分かりました。どうもありがとうございました。

議長（木村勝彦君） 他に質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 12 号 平成 24 年度階上町一般会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 13 号 平成 24 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の件及び、日程第 18、議案第 14 号 平成 24 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件、2 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 13 号 平成 24 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の件及び、議案第 14 号 平成 24 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件、2 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 15 号 三戸郡町村会館管理組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 15 号 三戸郡町村会館管理組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 16 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 16 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第 21、議案第 17 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 17 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第 22、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおり決定いたしました。

日程第 23、陳情第 1 号 「こころの健康基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出に関する陳情書の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。（委員長登壇）

教育民生常任委員長（石川清人君） 教育民生常任委員会に付託されました、陳情第 1 号の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元に配付されております陳情審査報告書のとおり、採択と決定いたしましたことを報告いたします。（委員長降壇）

議長（木村勝彦君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第 1 号の件については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 1 号の件については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第 24、議会案第 1 号 こころの健康基本法の制定を求める意見書の件を、議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号については、議員発議でありますので提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会案第 1 号 こころの健康基本法の制定を求める意見書の件はこれを原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

去る 6 月 12 日開会の本定例会も本日をもって閉会となりますが、議員各位にはご提案申し上げました議案につきまして、原案のとおり議決を賜り厚くお礼を申し上げます。

議決頂きました各議案の執行にあたっては、議員各位のご意見を元に、万全を期して参りたいと存じておりますので、何卒よろしくお願い申し上げ閉会に当たっての挨拶といたします。

誠にありがとうございました。（町長降壇）

議長（木村勝彦君） これにて平成 24 年第 2 回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後 10 時 25 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

